

# 本願寺史料研究所報

49号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇一八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者 所長 赤松徹眞

発行日 二〇一五年六月一日

## 台湾別院跡 (西本願寺広場)

### 訪問記

中西直樹

二〇一五年二月二十一日から四日間、台湾を訪れ、戦前の日本仏教の台湾布教に関係ある地を見学してまわった。ひととき感慨深かったのが、浄土真宗本願寺派の台湾布教の中心であった台湾別院が公園に整備され、市民の憩いの場となっていることであった。台湾別院のあった場所は、当時は新起町といい、現在の台北市万華区中華路一段にあたる。台北捷運(地下鉄)西門駅から徒歩約五分の場所であり、台北一の繁華街に隣接している。二〇一二年に広場の整備と文化遺産の復元修復工事が完了し、訪問した二月二十二日は日曜日で野外コンサート

が行われていた。

本願寺派の台湾布教は、一八九五年五月二十二日、台湾平定のため旅順を出航した近衛師団に大江俊泰が従軍



(写真1) 西本願寺広場に掲示された案内図

布教使として同行したことに始まる。翌九六年三月には、清韓語学研究所生徒であった紫雲玄範、井上清明、荻野英龍、平田博慈の四名が開教布教使として渡台して本格的な布教活動がスタートした。清韓語学研究所は日清戦争直後に本願寺派がアジア方面への

開教使養成のために設置した学校であり、紫雲が台北、井上が台中、荻野・平田が台南に駐留して布教に着手した。

初期の台北布教を担った紫雲玄範は、大分県宇佐郡長峯村西福寺の出身（後に住職）である。基隆・新竹にも教場を創設している。また、中国本土へも進出し、厦門・泉州・同安・石媽等に教場を開設し、北京本願寺出張所の創立にも関わった。その後、台北別院輪番となり、先住民族のいわゆる「蕃界布教」でも活躍し、台北成徳学校（感化院）を設立している。



(写真2) 紫雲玄範  
 (『真宗本願寺派本願寺台湾開教史』より)

当時の紫雲の布教の様子を一八九六年十一月六日付『明教新誌』は次のように報じている。

本派本願寺の巡教師紫雲玄雲等台北北門外の元と至道宮に駐在して軍隊布教監獄教誨の傍開教に従事せらる。布教の機関は之れ迄別に之れと云ふ団体もな

かりしが此程日本人の有志発起となりて台北教会を設立し内地人部土人部を分ち目下会員の募集中なり。之よりさき紫雲師は教則三条を印刷して遠近の土人に配布せられしに存外き、めよく或は十里或は十五里の遠きより我もくと雲集し（中略）土人にして門徒たらむと欲するもの頗ぶる多く或は五人或は七人組を成して台湾的願書を調製して来るにより本山よりも門徒の証票を付与せらるゝこととなり此程それれく交付せられしが何れも秀才、貢生、書生、需士、等の学位ある者にして中流以上の人のみなり

また本願寺派は、早い時期に王岱修（法名修道）という熱心な協力者を現地を獲得していた。一般的に真宗は肉食妻帯のゆえに台湾現地人にあまりよい印象を受けなかったようだが、王岱修は、女性問題に悩んだ経験有するがために、却って熱心な信者となったようである。王岱修は、清国福州孝義里に生れ、医業研鑽中に感ずる所あつて十九歳にして鼓山に入つて僧侶となつたが、二十四歳で女性問題から還俗して種痘業を修めた。二十七八歳で渡台し医業と僧務を兼務していたが、日本軍の上陸後は、憲兵隊の通訳となつて近衛師団の南征にも従軍した。その際、大江俊泰らより真宗の教義を聴いた王岱修は、同派の僧侶になることを願ひ、一八九六年三月より本島の布教活動に積極的に参加した。この王岱修の勧誘もあり、多くの台湾人僧侶が同派に帰入したようである。

ところが、一八九七年一月に布教所に使用していた元至道宮の立ち退きを、所管する陸軍経営部から命じられた。日本仏教各宗は、日清戦争後に台湾在来の寺廟を布教所に充てて布教に着手したが、次第に宗派間での寺廟未寺化の競争が激化した。本願寺派も例外ではなく、水仙宮・弥陀寺・三官廟・温陵祖廟・大士殿・銀堂祖廟（以上台南）、媽祖宮・慈惠宮（以上台北）、諸福寺・平和廟・廣福宮・媽祖廟・文昌廟・福興宮西廟（以上嘉義）、釈迦院（以上宜蘭）の十五か寺を支配下に置いていた。一八九八年五月、こうした未寺化競争の弊害を問題視した台湾総督府は、日本仏教各宗派による寺廟の未寺化の禁止する内訓を通達した。日本仏教各宗派に対し、占領期の混乱に乗じて目先の教勢拡大を追求する姿勢から、長期な植民地経営を見据えた布教への移行を促したのである。元至道宮の明け渡し要求もその政策転換と関連があったと考えられる。

寺廟の未寺化禁止により、現地の宗教施設を活用する道が閉ざされると、各宗派は新たに布教所や寺院を設置する必要に迫られ、その資金の寄附を仰ぐため現地で経済的成功を収めた在留邦人中心へと布教方針を転換した。本願寺派の場合は、在留邦人に門徒が多いことや、教団の組織力を生かして、いち早く一八九七年九月新起町に土地を買収し布教所建築資金の募集に着手した。一九〇〇年五月に布教所新築工事に起工し、翌〇一年九月に竣工。この布教所新築と前後して、一九〇一年四月台北布

教所は台北別院に改組され、六月には台北別院職制・別院事務章程が制定され、十二月には瀧口了信が初代台湾布教監督兼輪番に就任した。しかし、台湾への日本資本の本格的進出は、一九〇二年に台湾製糖株式会社が創業して以降のことであったため、各宗派は現地での資金調達が十分に図れず新規に寺院を建立することはできなかった。一九〇三年の時点で台湾総督府から寺院として認可を受けたのは、本願寺派の台北別院のほか、臨濟宗妙心寺派の臨濟護国寺、日蓮宗の台南市妙経寺の三か寺のみであった。



(写真3) 芝原玄超  
 (『真宗本願寺派本願寺台湾開教史』より)

大正期にはやや布教活動が沈滞したようだが、日曜学校や文書伝道（雑誌『慈光』『一味』）などでは見るべきものがあつた。また一九二三年には鐘樓と樹心会館が建築され、一九二五年九月には樹心幼稚園が別院内に付設された。大正末から昭和初期にかけては、当時「高砂族」と呼ばれた先住民族を真宗僧侶に養成することを期

して平安中学（現・龍谷大平安高校）への留学事業にも着手した。

さらに一九二七年七月に芝原玄超が台湾開教総長兼別院輪番として就任すると、そのもとで本願寺派の台湾布教は活況を呈していった。一九二九年一月には台北別院が台湾別院と改称され、台湾全域の布教を統括する機関となった。芝原は、滋賀県栗東町勝寺の出身（後に住職）で、後に集会会衆・副上首などをつとめ宗政中枢で重きをなしたが、台湾時代に推進した事業のなかでも特記すべきは、本堂の新築工事と『真宗本願寺派本願寺台湾開教史』の刊行であろう。

本堂建築工事は、一九二八年四月二十二日地鎮式、三年七月二十五日起工式、三二年一月九日入仏式を経て、三四年四月に庫裏と山門が竣工した。実に満六年を要した大工事であり、正面総間十八間・二八（約三十三m）、奥行十八間・四五（約三十三・五m）、高さ七十六尺（約二十三m）、建坪数三〇二坪、総工費二十五万円に及ぶ本格的日本式寺院であった。本堂は当時台北市内で、台湾総督府庁舎に次ぐと言われた大建造であった。一方、『真宗本願寺派本願寺台湾開教史』は、一九三五年に刊行された。本願寺派の台湾布教の歴史が六七〇頁以上にわたって詳細に記録されており、アジア方面の日本仏教の布教に関する記録が少ないなかで貴重な文献資料である（なお本書は、中西直樹編『仏教植民地布教資料集成（台湾編）』三人社、二〇一六年刊行予定、に収録・復



観子富(右)方真御(左てつ向)下院明光(列僧)央中 念記仕奉會議慶成落築新堂本

(写真4) 本堂新築落慶記念写真

(1934年4月27日、『真宗本願寺派本願寺台湾開教史』より)

刻される予定である)。

このほか、一九二八年には現地人の僧侶養成のため「台湾仏教学院」も開設したが、これはあまり成功しなかったようである。教育事業としては、台湾南部で「高雄女子裁縫講習所」「台湾家政女学院」などの女子教育

機関を設置している。しかし、敗戦により、その布教活動は中断を余儀なくされた。



(写真5) 唯一残る当時の建物「樹心会館」  
1923年に竣工した。昼間は幼稚園、日曜日は日曜学校・青年会、夜は会合・講演会に使用されたほか、葬儀等の集会でも活用された。

戦後は中国の民間宗教である理教が建物を使用していたが、一九七五年に大火災によりほとんどの建物が焼失した。さらにその後、周辺の違法建築物に囲まれ、二十年近くの間、元は日本寺院であったことも忘れられていた。ところが、二〇〇五年に台北市政府が違法建築を取り締まり、この土地を緑化して再開発しようとした。その際にわずかに残っていた建築物が発見され、市定古跡として認定された。残った建築物を修繕して復元修復

工事も行われ、市民の憩いの場として生まれ変わり、現在に至った。



(写真6) 1980年代の別院跡地  
『台湾開教の歩み(旧台湾日本人等調査(考査)委員会報告書)』より

一般に本願寺派の海外布教は日系移民を主たる対象として行われてきた。他宗派から「追教」などと揶揄される所以である。これに対して、禅宗系では現地民の布教に重きを置いてきた。『台湾総督府統計書』によれば、一九四二年の時点で、「内地人」の日本仏教信者数は十二万人近くに及び、その約三十七%の四・四万人あまりが本願寺派の信者であった。一方、現地の「本島人」の信者も約八万人に及んだが、臨済宗信者二・六万人が最も多く、これに次ぐのが曹洞宗信者の二・三万人で、本

願寺派は一人人ほどにしかすぎなかった。『台湾総督府統計書』のデータがほんとうの意味での信者数を示しているとは考えられず、その数の上でも臨済宗や曹洞宗よりも少ないが、本願寺派がまったく現地人対象の布教を行っていなかったわけではない。



(写真 7) 現在の西本願寺広場。参道跡から本堂跡を望む。

今回の視察旅行では、臨済宗妙心寺派の台湾布教の中心であった臨済禅寺と、曹洞宗別院であった東和禅寺も訪問した。両寺ともが現在に至るまで日本の宗派との密接な交流を続けており、特に臨済禅寺の場合は二〇〇八年に日本臨済宗妙心寺派の帰属に復帰している。両寺院のように本願寺派の台湾別院が仏教寺院として存続できなかったことにも起因するのであるが、総じて戦後の本願寺派のアジア布教・交流事業に積極的であったとは言えない。本願寺派でも、台中には光照寺があり布教活動が続けられていると聞く。しかしやはり、臨済宗や曹洞宗の宗派組織を挙げた交流・支援事業に比べると、その取り組みは低調なようである。

台北市政府が「西本願寺」の名前を残し、別院跡の復元工事を行っていたことには深く感謝したい。今後は、戦前の台湾布教の検証作業とともに、本願寺派の台北布教を過去のモニメントとして終わらせないことへの努力が重要となろう。

(付記) 今回の調査は、林行夫先生(京都大学・地域研究統合情報センター・教授)を代表とする科学研究費補助金「基盤研究A」(「宗教Ⅱ社会複合マッピング」からよむ大陸部東南アジア仏教徒社会の動態と変容)(課題番号26243003)にもとづき、林先生に同行することで実現した。記して感謝を申し上げます次第である。

(なかにしなおき 龍谷大学文学部教授)

本願寺史料研究所委託研究員)

『頁の余白に』「近世の本願寺、その日その日」(編集子) 前回に続いて、頁の余白があります。今回は日次記の中から、寂如宗主のお灸の話題でスタートします。特別な結論はありませんので、気楽に書きます。

【寂如宗主のお灸】 寂如宗主の生涯を通して確認できるわけではありませんが、編集子は、日次記の中で寂如宗主がお灸をすえている記事にしばしば遭遇しました。

近世の天皇では、「玉体」に傷をつける治療や施術など考えられないという常識が編集子には前提としてあります。この常識に影響されて、近世の本願寺の宗主も同じだろうと思ひ込んでいました。宗主は、その染筆が「御書様」と認識され、自筆の文字・書状そのものが宗主の宗教的な人格と同列に認識されるような存在でした。そのため編集子には、門徒にとつてはある種の聖性を帯びてもいた可能性がある本願寺の宗主が、生身の身体に傷を残すような治療などはしなかったのではないかという思いこみが出来上がっていました。ですから、編集子が近世本願寺の日次記の展開作業で、寂如宗主のお灸の記事が目飛び込んできた時は、思わず展開作業の手が止まった次第です。

編集子が気づいた範囲では、寂如宗主のお灸の回数、四十二回を数えます。最初は延宝元年(一六七三)八月五日条ではじめて気がつきました(もちろん、と力むことはないのですが、編集子がこれ以前にお灸の記事を見落としている可能性は大いにあります)。この時、寂如宗

主は数えて二十三才です。「(仮称)御堂日次之記」(以下、「日次之記」と略記)の記事を示しておきます。

一同刻、御灸被遊候二付

- 食籠一組 下間宮内卿
- 羊羹一折 下間刑部卿
- 焼饅頭一折 下間少進
- 円山寒焼餅一折 上原数馬
- 食籠一組 富島頼母
- 鱸一尾
- 食籠一組 上田織部
- 鯛一尾
- 饅頭一折 右衛門督
- 右何茂進上之

お灸の時間が「同刻」とあるのは、直前の記事とのつながりで午刻です。つまりお昼の正午でした。そして編集子が気づいた最後の記事は、「日次之記」の享保八年(一七二三)八月四日条です。寂如宗主は、七十三才になっていました。この時は「日次之記」によれば、家臣らによる進上物は、池永外記が御機嫌伺いとして藤袴三棹を献上しただけで、随分簡素になっていました。

寂如宗主の二十三才から七十三才までの五十年間で四十二回ですから、回数が多いのか少ないのか微妙なところ

ろです。その間、ほぼ毎年一回の年が連続する時期もあれば、数年間、記事が見いだせない期間もあります。反対に貞享元年（一六八四・三十四才）・元禄九年（一六九六・四十六才）・宝永元年（一七〇四・五十四才）は、一年に複数回のお灸をすえています。貞享元年は五月・八月・十一月の三回、元禄九年は六月・八月・九月・十一月の四回・宝永元年は四月・六月・九月の三回です。一年を通して何月が多いのかを集計してみると、京都の冷え込みが最も厳しい二月（六回）、春から梅雨前の四月（五回）・五月（六回）、真夏から残暑の厳しい八月（九回）・九月（六回）となります。このような傾向からすれば、寂如宗主のその時々体調を反映しつつ、季節を乗り越える健康法としてお灸が施されていたと考えてよさそうに感じます。お灸が日次記で、「御灸治」とも記されることから、ほぼ間違いないのではと思います。お灸の種類がどのようなものであったのかは、日次記には具体的な記述は見いだせませんが、素人によるお灸でなかったことは確かです。日次記によれば、お灸に際しては福井是庵・奥田意伯・長岡養堅・長崎徳庵など、鍼灸医と思われる人びとが召し出されています。お灸をすえた部屋がどこであったのかも少し気になるのですが、日次記では記載がありません。ただし、元禄九年の四回のお灸は、すべて寂如宗主が下間大進宅ですえています。御成のついでにお灸をすえたのではなく、お灸のために下間大進宅に御成しました。なにか特別な意味があった

のか手がかりがありません。他にお灸の場所が判るのは、占春亭でのお灸が三度ほど確認できます。

注目しておきたいのは、寂如宗主がお灸をすえるという事態を、周囲がどのようにとらえていたかという点です。編集子が最初に気づいた延宝元年（一六七三）八月五日条の「日次之記」の記載にもあるように、寂如宗主のお灸は、宗主を取り巻く家臣たちにとっては「進物」を送るべき特別な事態でした。

もう一例、「日次之記」から記事を紹介しておきます。元禄五年（一六九二）九月二十六日のお灸の記事です。時刻はお昼の午刻、場所は占春亭です。

一同刻、大門様占春亭ニテ御灸被遊

夕御膳茂御同所ニテ被召上

御伽 意伯、其外当番之小性衆相詰ル

一午刻半過、求肥一箱、本照寺殿

一同刻、小鴨二羽、上原兵庫

右何茂大門様御灸被遊候二付、為窺御機嫌献上之

一未刻、木練一折、九条西光寺殿

為窺御機嫌献上

一同刻、鮫一箱、土佐真宗寺殿

為窺御機嫌献上、主水迄以書状献上之

一同刻、新門様右真鯉一折式、御献上

右御灸被遊候、為窺御機嫌

一同刻、姫君様右、御使高山内匠



盛籠二組  
御口上之趣

今日御灸被遊候由、御機嫌能目出度被思召候、不  
珍候得共、盛籠二組、御側衆江被下候様二と被進  
候由

御返事

品々被進御満足被思召候、弥御機嫌能被成御座候、  
御心易可被思召候由

一同刻、味噌鱧一曲 平井主水

菊一筒 献上

御菓子一折 光善寺殿

献上

鴨一羽 下間大進

献上

右三ヶ所共

大門様御灸被遊候、御祝儀也

寂如宗主のお灸は、「窺御機嫌」「御祝儀」（他の年月  
日条では「御見舞」ともあり）として、家臣だけでなく  
連枝寺院や院家寺院までが、進物を献上するような、特  
別な事態でした。

余談ですが、お灸だけでこれだけ進物が集まるとなる  
と、ほかの名目の進物・献上品と合わせれば、日ごとに  
宗主家だけでは消費しきれない分量であったと思えます。  
しかし、盛籠二組を進上した姫君の口上にあるように、  
これらの進上品は宗主家だけで消費されたのではなく、

家臣への下賜品（物によっては他家への贈答品）に流用  
されたりしていたのだろうと思います。しかし、生もの  
の魚は調理されて、宗主の口にも入ったことでしょうか。  
とはいうものの、土佐の真宗寺が献上した鮫も、寂如宗  
主の食事に供されたのでしょうか。鮫は腐りやすく山間  
部の村々でも貴重な生魚として食べられていたと聞きま  
すが、土佐から京都に運ぶあいだに臭いは大丈夫だった  
のでしょうか。この点については、土佐の真宗寺がどの  
ようにして寂如宗主のお灸について情報を得たか考える  
必要がありそうです。お灸の当日に急遽、進上する鮫は  
準備できなかったと思いますので、お灸をすえる日時は  
事前に決定されており、その情報を何らかのルートで得  
た真宗寺が、当日に献上できるように事前に鮫を準備し  
ていたのか、当日は目録だけを進上して、後日、実際に  
鮫を献上したのかのいずれかだと思えます。「以書状献  
上」という表現が、そのような推測を誘います。

一方、献上された小鴨や鴨（他の日条では、鶉や鶴・  
鳩などもみえます）は、愛玩用ではなく食用でしょう。  
愛玩用であるなら、近世の本願寺の中ではかなり多くの  
鳥が飼育されていたことになりませんが、そのような記録  
を目にしたことはありません。しかも献上されたあとの  
飼育が面倒だったと思えます。近世の本願寺の食材でみ  
る限り、編集子は「肉食」の肉はほとんどが魚貝だとの  
印象を持っています。それにプラスして献上された鳥が  
時折、食材になったのだろうと推測します（ただし、本

願寺のどのような場で、何時、誰が食したか、厳密に調べることがあると考えていますが、果たしていません。

話がズレてきました。お灸に戻ります。

近世を通して本願寺でお灸をすえた宗主は、編集子は寂如宗主だけしか見いだしていませんが、寂如宗主の跡を継いで宗主となる住如宗主の場合は、幼名時代に二回と新門時代に一回、お灸をすえています（本人の意思というより、寂如宗主の意思によつての「御灸治」であつたかもしれませぬ）。貞享四年（一六八七）二月四日の「日次之記」には次のようにみえています（記事の続き具合からすると五日の可能性もあります）。おそらくこれが十五才になつた保公（のちの住如宗主）にとつては、お灸の初体験であつたと思います。「同刻」とあつるのは午刻で、やはりお昼正午でした。

#### 一同刻

杉折	一組		
名酒	一徳利		上原兵庫
杉折	一組		富島帯刀
饅頭	一折		横田監物
真鴨	一羽		平井主水
杉折	一組		下間修理
同			上田播也
盛籠	一組		岡本掃部
			速見内蔵介

右何茂保公様御灸被遊候二付、献上之也

保公は、この後、元禄元年（一六八八）六月二十六日に二度目のお灸を体験したことが「日次之記」で確認できます。新門になつてからは、元禄四年二月十六日の「日次之記」に「同刻、新門様就御灸治、鴨二羽被進之、御使島村庄之助」（午後二時）とあります。進物の量が、一度目と違つて、随分と簡素になつています。初回の献上品も宗主と比較すると簡素ですし、宗主のお灸とはレベルが違つた問題であつたようにも思えます。

住如宗主は、自分自身が子ども時代に三度のお灸を体験するだけでなく、寂如宗主のお灸の現場に立ち会つたかどうかは不明ですが、寂如宗主のお灸について十二分に知つていたはずですが。しかしというべきか、だからこそというべきか、住如宗主には宗主になる以前のこの三度以外のお灸の記事を見いだすことが、編集子の管見の範囲ではできません。健康法あるいは治療としてのお灸は、あくまで寂如宗主の嗜好であつて、近世の本願寺内に根付くことはなかつたと思われまふ。

頁の余白が、まだあります。次は、近世の本願寺における料理の問題です。

【料理の掟】これまで近世の本願寺における料理の研究といえば献立が中心で、復元できた献立に基づいて料理を再現することが中心であつたような印象を編集子はもっています（あくまで、勉強不足の個人的な印象です）。

それとは別の方向で編集子の興味アンテナが受信した料理関係の史料の全文を提示しておきたいと思ひます。

「日次之記」の正徳五年（一七一五）四月二十二日条で  
す（編集子の力不足による難読箇所や欠損箇所がありま  
す。□で示しました）。

小仲居役人江可被申渡趣

唯今迄御役被仰付相勤候衆中茂、心得悪敷候故度々  
蒙御咎、無程交代被仰付候、只今木工右衛門・覚右  
衛門義も諸事不吟味、御料理方之義、朝暮心懸無之  
候故、度々御咎之事ニ候、向後箇条書之通、急度相  
守候様ニ可被申渡候

掟

一 御役義相勤候ニ付、随分御勝手向手廻、□<sup>（御カ）</sup>為ニ宜  
様ニ申付、諸事費無之様ニ可仕候、尤魚屋八百屋  
杯□<sup>（懇カ）</sup>切ニ不申合御客之節、魚屋・八百屋ニ而致吟  
味、高直之物者外近も承合候上ニ而相調可申候、  
右之段御出入之者共江も、兼而油断無之様ニ可申  
付事

一 朝暮御料理方之魚鳥青物以下入御台所江時分、  
度々木工右衛門・覚右衛門附添、急度見分仕、少  
ニ而も古キ物堅遣不申候様ニ可仕事  
一 上物御毒忌第一ニ心掛、御食物取扱候時分、板本  
之外堅入込不申候様ニ可申付候事  
一 茸松茸御藪御山ニ出候以後者、從八百屋為入申間  
敷事

一 御料理掬候時分、御料理人ニ相添木工右衛門・覚

右衛門塩梅吟味仕、尤加減悪敷物差上申間敷、御  
酒之御酣杯迄も役人定置、手廻宜仕可申事

一 醬<sup>（漬カ）</sup>□納豆・干麩・干豆腐杯、時分宜申付、追々風  
味能時節可差上事

一 小御中居相詰候中も預置候御膳之御道具、日々取  
出吟味仕、損候物者相伺、追々修覆可申付事

一 板本之内江表御下部杯申付、為相勤候者人柄能遂  
吟味、実貞成者可申付候、左様之節者必役人衆近  
習衆迄相伺可申事

一 御酒之御肴ニ成候時々之物、魚類御精進物共ニ、  
兼而拵置差上可申事

一 御酒造候時分、其外醬・納豆杯ニ而も□廻候節者  
近習衆迄ニ而も付届□可仕□事

一 御膳之具、惣而取扱様手籠ニ有之候故、御重箱御  
食籠以下損申候間、向後左様ニ無之様ニ入念可申  
付事

一 朝暮之御献立、二三日以前之留相考、同品之御料  
理不仕候様ニ随分吟味之上可申付事

一 御盤立之覆布巾以下迄寄麗ニ仕、上物入候器不掃  
除ニ無之様ニ取扱可申事

一 御役所随分明不申候様ニ仕、交代之時節も違不申  
候様ニ可相勤事

一 御法度急度相守、不作法無之様ニ下々迄茂申付、  
火用心不沙汰ニ無之様ニ可仕事

一 御料理掬候時分、御料理人ニ相添木工右衛門・覚

正徳五年末四月廿二日

右之□刑部卿・藏人申渡ス

(本願寺史料研究所保管)

引用の最初の記述によれば、この頃、本願寺のなかで食事の調理部門も管轄していたらしい小仲居で手抜きが頻発していたようです。処分を受けた役人もいたようですが、それでも事態が改善しないことに対して、正徳五年四月二十二日に十五か条にわたる掟が達せられました。編集子にとっては一か条一か条、興味を惹かれる内容をふくんでいます。すべての箇条について解説できるわけではありませんが、興味にまかせてはじめのいくつかの条の内容を解説してみます。

まず一条目から。一条目のポイントは、魚屋・八百屋から食材を仕入れるときの価格にありそうです。本願寺が料理の食材を調達する魚屋・八百屋は、出入りを許可された業者に限られます。おそらく出入りの業者が注文を受けて、品を届けるという方法だったと思います。となると、出入り業者と受け入れ側の本願寺役人が結託すれば、簡単に価格を高く設定して、差額を環流するなどの不正が発生する可能性が否定できません。意味が取りにくいのですが、高値の物は「外近も承合候上ニ而相調可申候」という文言などは、そのような価格における不正発生を防ぐ意味合いをふくんでいると考えています。本願寺の出入り業者となるときには、誓詞を提出する必要があります。魚屋・八百屋の事例ではありませんが、承応二年(一六五三)の例を一つ示しておきます

一急度申上候、檜物屋之御用并御菓子、何ニ而も売上ケ候共、世間なミニ仕売上ケ可申候、其上ワキをも御聞合被成、ね段たかく御座候ハ、御ねきり可被成候、此趣家来之者共ニも堅可申付候、此旨偽り於申上者  
如来様御開山様之蒙御罰、今生ニ而者悪病請、来世ニ而者無間ニ沈、永うかミ申問敷者也、仍誓紙如件

承応貳年

ほていや

巳九月朔日

二郎兵衛(血判花押)

西川伝右衛門殿

川島四郎兵衛殿

同年同月日に、「杉檜、其外何木ニ而も木具御進上之台」を扱うひものや甚兵衛も、同趣旨の誓詞を本願寺に提出し、出入り業者となっています。納入価格における不正は、阿弥陀如来と親鸞聖人による罰の対象でした。しかも罰の内容が、中世以来の誓詞における罰文の通例を引きずっているとはいえ、差別意識に基づいた「悪病」への罹患と墮地獄というのですから、いかに適正価格が要求されていたかを示しているでしょう。

二つ目と三つ目の条は、関連しています。三つ目の条の「毒」というショッキングな文字が気になります。編

集子は、これより以前に本願寺史料研究所で近世の本願寺の古文書を調査しているときに、別の「毒」という文字に遭遇したことがあります。やはり起請文なのですが、承応二年五月に二十名家臣が、本願寺の年寄衆・奉行衆に血判して提出した起請文の二か条目に「御門跡様并御子様かたへ御毒上ケ申間敷候、若人頼申候共、有之俣可申上候事」（川那部左内重此の起請文によります。他の六か条の内容も面白いのですが別に機会があればと思います）とあります。本願寺史料研究所の整理によれば、徳川家光から家綱への將軍代替わり誓詞とされていますが、これは承応二年四月に良如宗主によって裁断が下された、承応鬨牆と呼称される西吟・月感の論争に係るのではないかと推測しています（時期を考えると、ほていや二郎兵衛とひものや甚兵衛の誓詞も承応鬨牆に係っているかもしれません）。川那部左内重此ら二十名家臣が提出した誓詞の「毒」は言葉通りの毒です。

しかし、料理の掟における「毒」は、意味が違っています。二か条目で魚鳥・青物の鮮度を問題にして、古くなった物は調理に使うなど命じている流れで三か条目の「毒忌」を理解すればいいと考えています。『日本国語大辞典』によれば「毒忌」は、「どくいみ」と読むのですが、語釈については三か条目に当てはまりません。三か条目は、鮮度の落ちた食材を使用して食あたり・食中毒などにならないようにとの注意の意味に理解した方が素直でしょう。ただし、三か条目の「上物」の意味が編

集子には不明です（宗主家用の料理でしょうか）。さらに「板本」を板場や調理人と理解すると、無用な人間の出入りを禁止している点では、川那部の起請文の「毒」の意味が何ほどかは反映しているのかもしれませんが。

二か条目と三か条目に関連して、「日次之記」の貞享元年（一六八四）四月晦日条に興味深い記事があります（□は少し悔しい難読箇所です）。

一 申刻過、横田監物・上原兵庫・富島頼母奉行衆之義、従古来御膳供鬼除仕候へ共、只今表向御用等（後か）繁□二候間、被成御免候旨、池永主税於長御殿ニ申渡

一同刻、小御中居御賄方藪五郎兵衛・同寺田新五兵衛、自今以後何方ニ而御膳上り候共罷越、御膳鬼除仕候様ニ同人申渡ス、奉畏候由御請也

編集子の目が吸い寄せられたのは、御膳の「鬼除」という箇所です『日本国語大辞典』によれば、「鬼除」は「おによけ」と読み、語釈を「おにころし」と同じとするのですが、「アルコール分の強い粗悪な酒」という意味では、「日次之記」の文章は理解できないと思います。これも、料理の掟の三か条目と同じように、悪くなった食材による食中毒や食あたりを防ぐ「毒味」というような意味に理解した方が無理がないと思います。

二か条目で少し注目しておきたいのは、「魚鳥」とい

う表現です。これはたんなる「魚鳥」という慣用の熟語ではなく、本願寺における「肉食」として、調理されたのが魚だけでなく、回数は少なくとも鳥も対象となっていたからこそその表現だと考えています。

次に四か条目の茸と松茸の話題に移りますが、料理の掟についてはこれくらいにとどめておきます。五か条目以降の、酒の燗の管理や酒肴の準備、さらに納豆など発酵食品の風味、献立のバリエーションや調理場の下役の人選問題などなど興味は尽きないのですが、編集子の解説能力が追いつきません。

【御領山の松茸と茸】では項を独立させて、四か条目の茸と松茸の話題です。松茸は、現代でも商業ベースにある人工的な栽培技術が確立していないようですが、何種類かの茸については季節を問わなくなっています。近世ではとうぜん、季節ごとの茸であり松茸です。

本願寺は、京都の東郊の山科に御領山をもっています。場所は、現在の京都山科の北、国道一六一号線のバイパスの西大津バイパスが湖西道路につながる最初のトンネルの手前の谷間です。藤尾という場所です。この藤尾と逢坂山に向かう国道一号線挿入で南側山裾の谷間の露山（寂如宗主が避暑の別荘を設けていました）周辺の山は、近世の本願寺にとって貴重な松茸山でした。御領山の藤尾には二名の山廻り役が任命され、露山にも役人が置かれ、別荘や山の管理を行っていました。

それでは、松茸の季節になると、どれくらいの量の松

茸が採れて、本願寺にもたらされたのでしょうか。「日次之記」の元禄五年（一六九二）八月九月の事例を示したいと思います。実はこの元禄五年八月の記事で、編纂子をはじめて松茸の記事に気がつき、それ以降は気がつけば記事を探集していたという状況ですので、水薬師やお灸の記事以上に見落としの可能性が大です。

元禄五年八月七日に露山より、松茸が檜原に十二・三本ほどみえると最初の報告がはいります。十一日になりこの日は雨だったのですが、御領山藤尾の山廻りより松茸四十五本が届きます。十七日には、藤尾より松茸三百九十本と針茸・初茸少々が届き、小山（露山）役人からは、露山にも五百本程みえると報告が入ります。十九日は露山より五十五本、二十日には藤尾より五百三十本・露山より五本。九月に入り二日に藤尾から九十本、露山から〆治（シメジ？）一籠、七日に露山より四十二本・荳菌十一莢（「荳菌」が何なのか、正体不明です。また、単位を示す難しいくずし字を「莢」と解説してみました。「莢」と「本」で松茸の形状が相違したかと推測するのですが、考えすぎでしょうか）。そろそろシーズンも終わりに近づく二十一日には露山より二十六本・荳菌一籠、二十三日には露山より一籠と荳菌一籠、二十四日は露山より二十八本と〆治一籠、最後が二十九日に露山より十六本が届きました。ざっと集計してみると、藤尾からは千本と少し、露山からは百七十本ほどです。

御領山から収穫された松茸の外に、ときによつては他

家からも贈答品の松茸が届くこともありました。「日次之記」元禄五年八月二十日条には、「吉野おさち様方松茸壹籠献上之、和泉迄申来候也」とみえます。一籠に松茸が何本程入っているのか不明ですが、御領山での収穫分だけでも、とうぜん宗主家だけで自家消費できる分量ではありません。料理の掟の四か条目には「御藪御山」とありますが、御領山のことでしょう。ここで大量の収穫があるわけですから、シーズン中に八百屋から仕入れることなど以外の外であったということなのです。

ところで、収穫された松茸は、諸家への贈答品や家臣への下賜品としても利用されました。「日次之記」から贈答の事例を少し提示しておきます。八月十七日には松平豊前守に「御見廻之印迄ニ、領山之松茸二籠進上」とあるほか、十九日には池永主税に「露山方上り候松茸一籠」、二十五日には二十三日より露山に宿泊中の寂如宗主が小出淡路守に「松茸十五莖」を送ったりしています。寂如宗主は、二十六日まで避暑目的で露山に滞在しましたので、小出淡路守に送られた松茸は、寂如宗主自身も松茸狩りを楽しんだ収穫物であった可能性があります。

寂如宗主が松茸狩りを目的に露山に御成した例も、紹介しておきたいと思えます。正徳二年（一七一二）九月十七日の寂如宗主の露山御成について「日次之記」は、「申刻過、露山江御成、御逗留、松茸狩」と記しています。結局、寂如宗主は二十五日まで滞在し、避暑を兼ねつつ松茸狩りを楽しみ、宗主としての執務も露山で執行

しました。その間の収穫された松茸は、露山での食事に供されるだけでなく、諸家への贈答品として露山から送られたりしています。九月十九日には中院前大納言に松茸一折二十本、二十日には三条右府に松茸一折三十本、二十三日には九条摂政に松茸三十本が送られています。

編集子はこれ以降、「日次之記」で松茸の記事をほとんどチェックできていません。編集子の見落としの可能性が大きいのですが、見落としであったとしても松茸の記事がほとんどなくなった結果だと感じています。代わって編集子の目に止まるようになるのは、藤尾山廻りより献上されてくる薯蕷です。御領山では、松茸が収穫料が減ってきていた可能性を感じます。

「起居筆記」安永八年（一七七九）九月五日条に、法如宗主が顕証寺や映姫などを伴って露山に御成している記事があるのですが、松茸狩りではなく「露山江為茸狩御成」とあります。さらに、天明四年（一七八四）九月十四日には姫君が茸狩りを楽しむのですが、入った山は許可が不用な御領山の藤尾や露山ではなく、勝手に入ることはできなかったであろう泉涌寺山でした。「起居筆記」には、往復の道筋や帰りの途中で今熊野観音を拝観したことなどかなり詳しく記録されています。姫君が、御出入りの植木屋吉兵衛の案内で茸狩りを楽しんだ泉涌寺山については、「大仏南ノ門東江滑石越、泉涌寺裏手山」とあります。この茸狩りには、遅れて文如宗主も同所に御成しています。収穫された茸はすべて関雉殿に廻

され、そのうち松茸が選別されて、姫君からは中老女大島を使者にして大奥へ、文如宗主からは渋谷右近を使者にして法如宗主に土産として進上されました。

露山や藤尾の松茸が、日次記にまったく登場しなくなるかという点、編集子は一点だけ次のような記事をみつめています。留役所「諸日記」嘉永五年（一八五二）八月二十五日には、所司代脇坂淡路守へ内々に送る予定の御領山の松茸が「風味不宜、別而今年ハ出来も不宜」であるので、他山の産で質のいい松茸の調進を大仲居下役が命じられています。気候条件に左右されるとはいえず、松茸山としての御領山の状態が悪化していたのではないかと推測する次第です。本誌四六号で坂本博司氏に、露山に開発された本願寺の茶園について執筆してもらいました。その露山の茶園で御手製の茶として生産された煎茶のレベルが、留役所「諸日記」安政三年（一八五六）四月二十七日条によれば、かなり上質になってきたことがうかがえます。本願寺は、この日より「伏見駅通行之諸大名」のうちの懇ろにしている八家には買入れの茶ではなく、今後は御手製の露山の煎茶松華と盧橘を使う旨を達しています。幕末期には本願寺のなかでは、松茸の露山から御手製の煎茶の露山、藤尾は薯蕷というイメージに変わっていたのかもしれませんが。

余白がなくなってきました。先を急ぎます。

御領山の松茸の記事が日次記にみえなくなるのと対照的に登場してくる茸があります。現在では価格に圧倒的

な格差がありますが、人工的な栽培技術が確立していった時代には松茸より高価であったと聞く椎茸です。

天明期（一七八〇年代）頃より薩摩の門徒らによって、講を単位としてというより、門徒個人で椎茸が献上されるようになります（数は多くありませんが舞茸献上の記事もあります）。薩摩にはその名もズバリの椎茸講が結成されていたのですが、椎茸講は椎茸そのものより、椎茸料を金納することの方が、圧倒的に多かったような印象です。献上される時期は、秋と春先の三月ころに集中しています。この時期の集中が、椎茸の収穫時期の問題なのか、風の影響が大きかったであろうと想像される薩摩からの運搬船の問題なのか、編集子には判りません。

【編集後記】編集子の生業は大学の教師です。一応、それらしい肩書きを付けてもらっていますが、肩書きに相応しい教員であるのかどうか、受講生からは「わけのわからん講義や」と居眠りと欠席で、厳しい評価を下されています。編集子の実感としては、大学から支給されているIDカードの「教育職員」という肩書きの方がよほど相応しいし、韜晦ではなく案外気に入ってもいまま身の見回しても、大きく世の中を見回しても、「おろかしさ」が偏在しているようです。社会的な地位・肩書きはもちろん、年齢も性別も国境もすべてを越えているようです。かく云う編集子も、第三者から見れば、そのような状況に取り込まれて、「おろかしさ」を振りまいているのでしょうか。しかし、「おろか」であっても、「愚直」でありたいと思っています。（歩弥紡）